

(平成29年度第2回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：平成30年2月23日（金）

午後2時から

場 所：市役所4階401大集会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 被災者生活再建支援業務における保有個人情報の目的外利用について
- (2) 自動音声電話催告業務における保有個人情報の外部提供について
- (3) その他

4 閉 会

報告事項(1) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について（条例第8条第4項・第5項）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

保有個人情報の外部提供の届出に係る事項…届出件数56件、提供先件数774件

(参 考)

武蔵村山市個人情報保護条例

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。

(3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。

(4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。

(5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

報告事項(2) その他

議 題(1) 被災者生活再建支援業務における保有個人情報の目的外利用について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担 当 部 課 名	市民部課税課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の名称	固定資産税・都市計画税の賦課事務
	保有個人情報の目的外利用 により業務を行う組織等の名称	総務部防災安全課
	保有個人情報の目的外利用 により行う業務の名称及び 内容並びに目的外利用に より業務を行う理由	<p>(業務の名称) 被災者生活再建支援業務</p> <p>(業務の内容) 災害により被災した者の生活再建を図るため、家屋の被害状況を調査し、その結果に基づきり災証明書を発行し、生活再建支援金や義援金の交付及び市民税や国保税等の各種減免等により生活再建の支援を行うとともに、被災者支援の基礎となるための台帳を作成するものである。</p> <p>(目的外利用により業務を行う理由) り災証明書を発行するに当たり、被災した家屋を特定させる必要があるため家屋情報を目的外利用するものである。</p>
	目的外利用をする 保有個人情報の記録項目	氏名、住所、個人（所有者）コード、資産内容
備 考		

イ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(2) 自動音声電話催告業務における保有個人情報の外部提供について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 外部提供の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	市民部収納課
	外部提供をする個人情報取扱業務の名称	滞納整理事務
	保有個人情報の外部提供により業務を行う組織等の名称	自動音声電話催告システム業者
	保有個人情報の外部提供により行う業務の名称及び内容並びに外部提供により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 自動音声電話催告業務</p> <p>（業務の内容） 市税等の未納者に対し電話催告自動メッセージシステム（仮称）を利用し、自動音声での電話催告を行う。</p> <p>（外部提供により業務を行う理由） 自動音声での電話催告を行うに当たり、電話催告自動メッセージシステム（仮称）へ、未納者の氏名や電話番号等を格納する必要があるため。</p>
	外部提供をする保有個人情報の記録項目	氏名、電話番号、個人コード
備考		

イ 上記外部提供をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

議 題(3) その他